

●香川県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成26年3月28日から同年4月18日まで一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路 線 名 瀬居坂出港線（192号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
坂出市西大浜北4丁目37番1地 先から	前	12.1~92.3	1,729	市道から県道への移管 及び旧道の市道移管
坂出市西大浜北1丁目50番15地 先まで	後	50.0~50.0	860	

- 4 供用開始の期日 平成26年4月1日